第14号様式（第８条関係）
（その１）

（令和7　年分）

収　支　報　告　書

（ふりがな）	
1. 政治団体の名称	社会民主党中国ブロック協議会（しゃかいみんしゅとうちゅうごくきょうぎかい）
2. 主たる事務所の所在地	広島県広島市中区広瀬北町3-11和光広瀬ビル2階2-ロ（ヒロセキタ　ワコウヒロセカイ）
3. 代表者の氏名	中嶋 光雄
4. 会計責任者の氏名	福山 権二
事務担当者の氏名	福山 権二
（電話）	082-942-2768

広島県選挙管理委員会 受付 -8.4.-3

受付 8.5.18 収支公開室 第　号

※この欄は、記入しないでください。

整理番号	リスト消込	名寄せ	資産
		有・無	有・無

2317

002970

政治団体の区分
- ☐ 政党
- ☑ 政党の支部
- ☐ 政治資金団体
- ☐ 特定パーティー開催団体
- ☐ その他の政治団体
- ☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分
- ☑ ２以上の都道府県の区域等
- ☐ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無
- ☐ 有　　現職・候補者等
  - 公職の種類 ＿＿＿＿
  - 届出者氏名 ＿＿＿＿
- ☑ 無

資金管理団体の指定の期間
- 令和 ＿＿年＿＿月＿＿日　から
- 令和 ＿＿年＿＿月＿＿日　まで

国会議員関係政治団体の区分
- ☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号
- ☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号
- ☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第3号
- ☐ 政治資金規正法第19条の16の３第1項の規定により国会議員関係政治団体とみなされる政治団体

公職の種類 衆・参 議院議員　現職・候補者等
公職の候補者氏名 ＿＿＿＿

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
- 令和 ＿＿年＿＿月＿＿日　から
- 令和 ＿＿年＿＿月＿＿日　まで

（その2）

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	4,239,210 円
（前年からの繰越額）	888,962
（本年の収入額）	3,350,248
支 出 総 額	3,269,410
翌年への繰越額	969,800

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	0 円
員 数	0

(2) 寄 附	
ア 寄附（イを除く。）の区分	金 額
(ア) 個人からの寄附	0 円
（うち特定寄附）	0
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0
(ウ) 政治団体からの寄附	0
小 計 ((ア)＋(イ)＋(ウ))	0
（寄附のうち寄附のあっせんによるもの）	0
イ 政党匿名寄附	0
合 計	0

11				15
1	1	0	3	5

（その５）

（５）本部又は支部から供与された交付金に係る収入

16		18	交付金を供与した本部又は支部の名称 27 86	金　額 87 98	年月日	主たる事務所の所在地	備考
			社会民主党	600,000円	2025.4.21	東京都中央区湊3-18-17 マルキ榎本ビル5階	
			社会民主党	1,500,000円	2025.5.16	東京都中央区湊3-18-17 マルキ榎本ビル5階	
			社会民主党	650,000円	2025.6.11	東京都中央区湊3-18-17 マルキ榎本ビル5階	
			社会民主党	600,000円	2025.10.20	東京都中央区湊3-18-17 マルキ榎本ビル5階	
				円			
				円			
				円			
				円			
			この頁の小計	3,350,000			
9	0	0	合　計	3,350,000			

11				15
1	1	0	4	0

（その６）

（６）その他の収入

16		18	摘　　要 27	86	金　　額 87	98	備　　考
					円		
			この頁の小計				
8	1	0	１件１０万円未満のもの		248		
9	0	0	合　　計		248		

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項　目	金　額 円	備　考
1、経 常 経 費		
(1)人 件 費	0	
(2)光熱水費	183,490	
(3)備品・消耗品	295,226	
(4)事 務 所 費	1,218,826	
小　計	1,697,542	
2、政 治 活 動 費		
(1)組織活動費	727,620	
(2)選挙関係費	487,803	
(3)機関紙誌の発行その他の事業費	356,445	
ア 機関紙誌の発行事業費	36,615	
イ 宣 伝 事 業 費	319,830	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	
エ その他の事業費	0	
(4)調査研究費	0	
(5)寄附・交付金	0	
(6)その他の経費	0	
小　計	1,571,868	
合　計	3,269,410	

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項目別区分　組織活動費(組織対策費)		
支出の目的	金額 (単位:円)	年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
航空運賃・宿泊代	75,900	R7.3.13	株式会社新日本観光センター	鳥取市二階町3丁目206-3	
宿泊費	158,800	R7.10.11	ホテルα-1岩国	山口県岩国市麻里布町4-8-2	
この頁の小計	234,700				
その他の支出	492,920				
合計	727,620				

（その15）

(3) 政治活動費の内訳			項目別区分　　選挙関係費（選挙宣伝費）		
支出の目的	金額（単位：円）	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
折込料	305,000	R 7.7.25	㈱鳥取オリコミセンター	鳥取県鳥取市南吉方2-29-2	
この頁の小計	305,000				
その他の支出	137,423				
合　　計	442,423				

（その15）

(3) 政治活動費の内訳			項目別区分　　選挙関係費（選挙対策費）		
支出の目的	金額（単位：円）	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考

この頁の小計	0
その他の支出	45,380
合　　計	45,380

（その15）

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分　機関紙誌の発行事業費（発送経費）

支出の目的	金額（単位:円）	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考

この頁の小計	0
その他の支出	36,615
合　　計	36,615

（その15）

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分　宣伝事業費（宣伝費）

支出の目的	金額（単位：円）	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考

この頁の小計	0
その他の支出	101,881
合　　計	101,881

（その15）

(3) 政治活動費の内訳			項目別区分　　宣伝事業費（宣伝車両費）		
支出の目的	金額（単位:円）	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
車検代	163,280	R7.1.18	株式会社M's GATE	山口県山陽小野田市山川212-8	
この頁の小計	163,280				
その他の支出	54,669				
合計	217,949				

（その１７）

資　産　等　の　状　況

１　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備　　考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価格が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）若しくは貯金（普通貯金及び通常貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残額が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価格が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

（その２０）

宣　　誓　　書

添付書類（別添のとおり）

(1) 領収書等の写し

2　監査意見書　（政党本部及び政治資金団体に限る。）

3　政治資金監査報告書　（国会議員関係政治団体に限る。）

4　確認書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 8 年 4 月 3 日

政治団体の名称　社会民主党中国ブロック協議会

会計責任者の氏名　福山権二　福山 印

代表者の氏名（解散時のみ）　　印

（備考）

1　会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りではありません。

2　政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名の他、代表者の氏名を記入してください。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りではありません。